破産手続廃止

平成２７年（フ）第１７２号
千葉県銚子市清川町３丁目1093番地
破産者　田中　丈博
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１７３号
千葉県銚子市清川町２丁目1122番地
破産者　株式会社信水舎
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７４号
岡山県倉敷市真備町箭田4079番地の17
破産者　有限会社シミズ
1　決定年月日　平成28年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
東京都武蔵野市西久保３丁目９番16号
破産者　有限会社シーハートプロモーション
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４６号
愛知県知立市谷田町西１丁目６番地６
破産者　株式会社ワイエイチシー
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
大分市大字白木908番地、開始決定時の住所
大分市大字佐賀関1580番地
破産者　大本美佐子
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７５３号
大阪府富田林市小金台４丁目２番３－202号
破産者　梶　　一夫
1　破産債権の届出期間　平成28年６月10日まで
2　一般調査期日　平成28年７月11日午前11時
平成28年５月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第１３５号
大阪府茨木市南耳原１丁目５番13号　ボヌールプラザ　404号
破産者　仲　紀代子
1　期日　平成28年７月４日午後２時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年４月28日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９９１号
東京都世田谷区千歳台４丁目３－16－406
破産者　熊谷　勇希
免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
平成28年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第３６号
東京都昭島市美堀町２丁目16番９号
破産者　高橋　榮司
審尋期日　平成28年９月７日午後１時20分
平成28年５月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０６３号
東京都中央区新川２丁目３番４号
清算株式会社　株式会社ＺＺＺ
1　決定年月日　平成28年５月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１６号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目54番13号
再生債務者　株式会社ユーロパシフィックジャパン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区日本橋２－３－21　八重洲セントラルビル８階　日本橋総合法律事務所　弁護士　中根　茂夫
平成28年５月９日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第４５号
埼玉県川口市上青木２丁目36番22号レオパレス21ヴァンベール105号
再生債務者　森松　洋明
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月13日から平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５１号
千葉県市川市大和田５丁目10番２号
再生債務者　法貴　泰徳
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月13日から平成28年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第４３号
愛知県東海市荒尾町下笹根15番地の３　ライフヒルズ笹根（Ｉ－７）
再生債務者　金谷　隼人
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月６日から平成28年６月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１号
滋賀県近江八幡市船木町1127番地１
再生債務者　中西　知己
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月６日から平成28年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（再イ）第７１号
札幌市東区北30条東16丁目１番１－802号
再生債務者　高見　将幸
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月14日から平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第７２号
札幌市東区北30条東16丁目１番１－802号
再生債務者　高見　美都
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月31日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月14日から平成28年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部